

千葉県保健師活動指針 千葉県保健師現任教育マニュアル

「目指そう！620万県民の笑顔あふれる健康なまちづくり」

～みて、つないで、共に描き、共に創り出す～



千葉県 PR マスコットキャラクター チーバくん

平成28年3月

千葉県健康福祉部健康づくり支援課

はじめに

千葉県では、平成 21 年度から千葉県保健師現任教育マニュアルを作成し、保健師の現任教育に取り組んできました。

近年の少子高齢化や疾病構造の変化に伴い、地域保健を取り巻く環境は大きく変化し、人々の健康問題は複雑化・多様化、健康課題は多岐にわたっています。

このような中、保健師の保健活動においても、住民に対する直接的な保健サービスの提供や総合調整、地域保健関連施策の企画、立案、実施及び評価を担いつつ、地域特性を生かした健康なまちづくりの推進が求められています。

そこで、保健師が果たすべき役割を認識したうえで、住民、世帯及び地域の健康課題を踏まえた活動を展開していくことが重要となると考え、千葉県保健師として、これからの活動で何を大切にして活動していくかを検討し、千葉県保健師活動指針として取りまとめました。

併せて、キャリアに応じた組織的・体系的な現任教育を実施するため、新任期、中堅前期、中堅後期、管理期、管理者と段階的に求められる能力を獲得することを旨とし、千葉県保健師現任教育マニュアルを改訂しました。

保健活動を行う上での基本として、日々の保健活動においてこの活動指針とマニュアルが連動して有効に活用されることで、保健師の実践能力が向上し地域保健活動の充実につながることを期待します。

千葉県健康福祉部

健康づくり支援課長 瀧口 弘

策定の趣旨

千葉県保健師の現任教育は、平成 21 年度に作成された「千葉県保健師現任教育マニュアル」を基に、新任期保健師にプリセプターを導入し実施してきた。

その後、保健師助産師看護師法と看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正により、平成 22 年 4 月 1 日から新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が努力義務となり、平成 23 年 2 月「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」(厚生労働省)が作成された。

また、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正について」(平成 24 年 7 月 31 日付け健発第 0731 第 8 号厚生労働省健康局長通知)で地域保健の方向性が見直され、「地域における保健師の保健活動について」(平成 25 年 4 月 19 日付け健発 0419 第 1 号厚生労働省健康局長通知)では「地域における保健師の保健活動指針」が示された。

これらの経緯を踏まえ、第 1 部では、新たに「千葉県保健師活動指針」を策定し千葉県保健師の保健活動の基本的な方向性を示し、第 2 部では指針に掲げた保健活動を推進していくために、保健師の専門性を発揮しキャリアに応じた組織・体系的な現任教育を実施していくことを目的に「千葉県保健師現任教育マニュアル」の改訂に着手した。

策定に当たり、平成 26 年度は「千葉県保健師現任教育マニュアル検討会」を設置し、現任教育マニュアルの改訂とともに活動指針の必要性を合意し、平成 27 年度は「千葉県保健師活動指針策定及び千葉県保健師現任教育マニュアル改訂のための検討会」を設置し、保健師全員に実施した日頃の活動に関するアンケート調査結果を基に、所内保健師研究会、県内ブロック研修会やワーキンググループにおいて、今後の活動で何を大切にしていくか保健師一人ひとりが自分たちの課題として検討する経過を大事にして取り組んできた。

併せて、保健師に求められる専門的能力は、経験年数や職位によって到達すべき能力のレベルが異なっており、能力獲得までのプロセスを明らかにすることが必要であることから、保健師のキャリアを新任期、中堅前期、中堅後期、管理期、管理者の 5 つの期とし、各期で育成するコア能力を明らかにし、「到達目標・行動目標／目標設定・評価表」を作成した。

今後、平成 28 年度から本書を活用し実践していくとともに*健康福祉センター(保健所)等各所属からの実施評価を基にプログラムの評価を行い、保健活動の現状や現任教育の課題等に対応した内容となるよう必要に応じ修正を加えるとともに、5 年を目途に見直すこととする。

については、新任・新任期保健師のみならず全ての保健師が本書を再読し、各所属において活用してほしい。

***健康福祉センター(保健所)とは、平成 16 年度保健所の組織改正による名称であり、地域保健法に規定する保健所である。**